平成２９年（フ）第１６１号
静岡県富士宮市舟久保町19番地の14　フレグランス舟久保Ｂ103
債務者　相佐　純子
1　決定年月日時　平成29年９月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第１６２号
三重県桑名市大字北別所1599番地１　ウォーターバレータウンＣ棟２Ａ号
債務者　西　　英雄
1　決定年月日時　平成29年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第１７２号
三重県四日市市生桑町2005番地２　メゾンラポール生桑102、前住所三重県四日市市芝田１丁目３番19　506号　バンベール芝田Ⅱ
債務者　**廣**岡　辰房
1　決定年月日時　平成29年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第９１９号
京都市山科区音羽前出町20番地１　ＫＥシブタニ205号
債務者　水谷　　章
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第９３７号
京都市東山区大和大路通七条下る４丁目本池田町531番地１　ハイム横山　105
債務者　西河　幸男
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第９４５号
京都市南区東九条東岩本町18番地　清水ハイツ302号室
債務者　鬼頭　哉夫
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第２５２号
奈良県生駒市俵口町886番地５
債務者　谷野　民恵
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第２５４号
奈良市大安寺５丁目８番２－206号
債務者　大門　　崇
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第２５８号
奈良県大和郡山市稗田町476番地　県住５－401
債務者　田原喜代子
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第１５３号
愛媛県松山市吉藤２丁目16番50号
債務者　日村　博子
1　決定年月日時　平成29年９月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１９９号
愛媛県松山市山越１丁目19番31号
債務者　大上　孝俊
1　決定年月日時　平成29年９月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２０９号
愛媛県伊予郡松前町大字筒井290番地１　サンヒルズ筒井301号
債務者　塚本　裕一
1　決定年月日時　平成29年９月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２２３号
愛媛県松山市姫原２丁目５番38号
債務者　太田　栄治
1　決定年月日時　平成29年９月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２５０号
宮崎市大島町四反田632番地　市営住宅239棟８号
債務者　原田　長子
1　決定年月日時　平成29年９月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２５１号
宮崎市大島町四反田632番地　市営住宅239棟８号
債務者　原田　美香
1　決定年月日時　平成29年９月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第７９号
北海道小樽市塩谷１丁目24番３号
債務者　若松　　寿
1　決定年月日時　平成29年９月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで
札幌地方裁判所小樽支部